

合併処理浄化槽を設置するかたに補助金を交付します

市では、高度処理型合併処理浄化槽を設置するかたに、工事費用の一部を補助しています。

■補助対象者

自己の居住の用に供する住宅に高度処理型合併処理浄化槽を設置するかたで、市税を滞納していないかた。

ただし、従前に補助金の交付を受けた浄化槽の設置替えをする場合は補助対象外となります。

■補助対象地域

浄化槽処理促進区域に指定されている地域

(下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除いた佐倉市内)

※下水道事業区域であっても、当分の間（7年以上）下水道の整備が見込まれない地域は、単独処理浄化槽・くみ取り便所からの設置替えを行う場合に限り補助対象となります。

■受付期間

当該年度 4月 1日から 12月 28日までです。（土日祝日を除く）



■その他

申請方法の詳細はお問い合わせください。

補助金の交付決定前に工事を開始することはできません。

補助の対象となる浄化槽や、補助金額については裏面をご覧ください。

補助金交付手続きの流れ



■補助金額

本体設置費用に対する補助金

①窒素除去型高度処理型合併処理浄化槽

- ・**N10型** 生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下、放流水の総窒素（T-N）が10mg/l以下の機能を有するもの
- ・**N20型** BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下、放流水のT-Nが10mg/lを超え20mg/l以下の機能を有するもの

②窒素・リン除去型高度処理型合併処理浄化槽

放流水のBODが10mg/l（日間平均値）以下、放流水のT-Nが10mg/l（日間平均値）以下、放流水の総磷（リン）（T-P）が1mg/l（日間平均値）以下の機能を有するもの

(限度額：円)

種類・規模		5人槽	7人槽	10人槽
①窒素除去型	単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換で、新築又は増改築を伴わないN10型	474,000	570,000	723,000
	上記以外のN10型	360,000	462,000	585,000
	単独処理浄化槽又はくみ取便所からの転換で、新築又は増改築を伴わないN20型			
②窒素・リン除去型		528,000	693,000	963,000

上記の本体設置費用の補助に上乗せされる補助金

○単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合

単独処理浄化槽の撤去費用（限度額18万円）と宅内配管工事費用（限度額30万円）が上乗せ補助の対象となり、最大で48万円が上記の表の金額に加算されます。

※建物の新築、増改築を伴う場合は、撤去費用（限度額18万円）のみの上乗せとなります。

○くみ取便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合

くみ取便槽の撤去費用（限度額10万円）と宅内配管工事費用（限度額30万円）が上乗せ補助の対象となり、最大で40万円が上記の表の金額に加算されます。

※建物の新築、増改築を伴う場合は、撤去費用（限度額10万円）のみの上乗せとなります。

○放流先のない場合の処理装置を設置する場合

流末未整備地域で、放流先のない場合の処理装置を設置する場合に、設置費用の3分の1の額（限度額10万円）が上記の表の金額に加算されます。



お問い合わせ 佐倉市経済環境部生活環境課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

電話 043-484-6148